

五洋建設(株)札幌支店 ISO9001 認証審査

ISO 認証審査において、ISO 審査チームは、認証対象となる五洋建設(株)本社と事業所（札幌支店含む）を訪れ、書類審査と ISO 審査チームと五洋建設(株)本社や事業所（札幌支店含む）のレビューと内部監査の記録等の審査が行われることになる。

ISO9001 の認証の対象となる五洋建設(株)本社や事業所に対する、実地審査は認証取得日から判断すると、平成 15 年頃に行われたものと推測され、五洋建設(株)の ISO 認証取得に対する準備は平成 14 年頃からと思われる。

共立ビル（北野博善斎場）の施工に関する資料は、ISO9001 を認証取得した時期には保存されていない。

五洋建設(株)は認証取得の事前準備において、内部監査を行い、施工に対し疑義が生じていた建築物の報告があった場合、是正処置や予防処置を講じることになる。しかし、共立ビル（北野博善斎場）の工事請負契約違反については、札幌支店の内部監査では、明らかにされることなく、ISO 認証申請書類が作成され、ISO 審査チームによる書類審査が行われたということになる。

札幌支店の ISO 審査チームの実地審査において、書類審査が行われるが、共立ビル工事請負契約違反について明らかにされることはなく、レビューにおいても明らかにされることがなかったということは、ISO 認証審査において、札幌支店は工事請負契約違反を隠蔽したということになる。

共立ビル工事請負契約違反は、建築施工内容を無断で変更し、多額の建築費を(有)丸倉共立商事から詐取した、刑法犯罪であることは明らかであり、五洋建設(株)は ISO 認証を得る資格を有していなかった。

元請である五洋建設(株)は協力会社に ISO9001 規格要求事項 7.4 購買（資材購買・外注）で求められている要求事項とは相反する、建築基準法や JASS で禁じられている施工を行うよう要求し、強要したことになる。協力会社ほとんどは、五洋建設(株)以外にも他の建設会社と協力会社の関係を築いており、禁じられている施工を行ったという履歴を抱えたまま、協力会社は会社経営を行うこととなり、五洋建設(株)の行った行為の責任は重い。

平成 17 年、(有)丸倉共立商事は建物の不具合の全体像の解明に至らないままに札幌簡易裁判所に(株)博善社、五洋建設(株)札幌支店、(株)ランドブレインに対する損害賠償の調停を申し立てたが、五洋建設(株)の「相手方五洋建設株式会社に対する直接の質問事項」に書きかえる

ことを求める、その上で回答できるものは行う」という求めに、全体像の把握が出来ていない状況であったため、五洋建設㈱の求めに応じることが出来なかった。

ISO9001 規格要求事項は、建築施工の変更に際しては、発注者へ報告し、承認を得ることを求めている。然るに、調停の席で、変更について明らかにすることなく、「直接の質問事項に書きかえることを求める。」として、逆に、五洋建設㈱は、建築施工変更の全容を明らかにすることを発注者である(有)丸倉共立商事に求めてきた。

損害賠償の調停の申立ては、平成 17 年であり、五洋建設㈱はクレームとして調停内容の資料を文書化し、記録保存していなければならない。サーベイランス審査において、五洋建設㈱の損害賠償の調停（発注者のクレーム）に対する対応の妥当性について審査されていなければならない。